

### 児童育成手当の申請をお忘れなく！

児童育成手当は、令和6年5月申請分から、令和5年中の所得を対象に審査します。令和4年には所得制限限度額(下記参照)以上の所得があり、令和5年の支給対象外となっていた方のうち、令和5年中の所得が所得制限限度額未満の方は、新規の申請をしてください。

手当は、原則申請受付日の翌月分から支給します。令和6年6月分から受給するためには、5月31日(金)までに申請手続きをしてください。

なお、現在手当を受給されている方は申請の必要はありません。

申請書類など詳しくは市ホームページを確認するか子育て支援課子育て支援係 ☎042-497-2088

#### 育成手当

次のいずれかに該当する、18歳到達後の最初の年度末に達するまでの児童を養育している方

- ・父母が婚姻(事実婚も含む)を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が重度の障害を有する児童
- ・父または母が生死不明である児童
- ・父または母に継続して1年以上遺棄されている児童
- ・父または母が保護命令を受けた児童
- ・父または母が法令により継続して1年以上拘禁されている児童
- ・婚姻によらないで生まれた児童

【手当額】児童1人につき月額13,500円

#### 所得制限限度額について

所得制限限度額は右表のとおりです。なお、70歳以上の同一生計配偶者または老人扶養親族がいる場合には100,000円、特定扶養親族または控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)がいる場合には250,000円がそれぞれ所得制限額に加算されます。

#### 障害手当

次のいずれかに該当する、20歳未満の児童を養育している方

- ・知的障害で「愛の手帳」1度～3度程度
- ・身体障害で「身体障害者手帳」1級～2級程度
- ・脳性まひ
- ・進行性筋萎縮症

※手帳不交付の場合でも、上記と同等の程度の障害と認められる場合は支給対象となる可能性があります。医師の診断書などで判定しますので、あらかじめ上記までお問い合わせください。

※障害手当における20歳未満の者の障害要件を満たしていても、児童扶養手当における20歳未満の者の障害要件は満たさない場合もあります。

【手当額】児童1人につき月額15,500円

扶養親族等の人数(税法上)	所得制限限度額(円)
0人	3,604,000円
1人	3,984,000円
2人	4,364,000円
3人	4,744,000円
以降、扶養親族等1人につき380,000円を所得制限限度額に加算。	

### 児童手当・特例給付 新年度の申請

児童手当は令和6年5月申請分から、令和5年中の所得を対象に審査します。令和5年6月分以降、児童手当・特例給付について所得上限限度額(下表(2)参照)以上の所得があり消滅となった方のうち、令和5年中の所得が所得上限限度額未満の方は新たに認定請求をしてください。

児童手当・特例給付は、原則請求のあった日の属する月の翌月分から支給を開始します。令和6年6月分から支給を受けるには、5月31日(金)までに認定請求する必要があります。なお、現在児童手当・特例給付を受給されている方は改めて認定請求をする必要はありません。

子育て支援課子育て支援係 ☎042-497-2088

扶養親族等の数	(1)所得制限限度額		(2)所得上限限度額	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人(前年末に児童が生まれていない場合等)	622万円	833.3万円	858万円	1,071万円
1人(児童1人の場合)	660万円	875.6万円	896万円	1,124万円
2人(児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	698万円	917.8万円	934万円	1,162万円
3人(児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	736万円	960万円	972万円	1,200万円
4人(児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	774万円	1,002万円	1,010万円	1,238万円
5人(児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	812万円	1,040万円	1,048万円	1,276万円

### 令和6年4月分から「児童扶養手当」の手当額が変わります

令和5年全国消費者物価指数の実績値(対前年比+3.2%)が公表されたことに伴い、令和6年4月以降の児童扶養手当額は、下表のと

おり3.2%の引き上げとなります。子育て支援課子育て支援係 ☎042-497-2088

	手当額(月額)		支給スケジュール	
	令和6年3月分まで	令和6年4月分から	支給日	内訳
全部支給	44,140円	45,500円	5月15日水	3月・4月分
一部支給	44,130円～10,410円	45,490円～10,740円	7月12日金	5月・6月分
			9月13日金	7月・8月分
第2子加算	10,420円	10,750円	11月15日金	9月・10月分
			令和7年1月15日水	11月・12月分
第3子加算	6,250円	6,450円	令和7年3月14日金	令和7年1月・2月分
			一部支給	6,240円～3,130円

※一部支給の額は、所得に応じて10円単位で決定。

### 清瀬市営住宅入居者を募集します

【入居資格】1人・2人以上世帯ともに、世帯所得が定められた基準内であることなどの要件があります。詳しくは、募集案内を確認してください

【募集案内の配布期間】募集案内チラシ=5月7日(火)～17日(金)、パンフレット(ホームページで公開)=5月22日(水)まで

【募集案内の配布場所・時間】市役所本庁舎1階総合案内、都市計画課、福祉総務課、生活福祉課、子育て支援課=平日午前8時30分～午後5時(土・日曜日と平日午後5時～8時は市役所本庁舎夜間受付で配布)。各地域市民センター、生涯学習センター、子ども家庭支援センター=各センター開館日の開館時

間内 ☎市営住宅使用申込みフォーム=5月7日午前0時～5月22日午後11時59分、電話=5月17日午前8時30分～5月22日午後5時(土・日曜日を除く)。申込みフォームまたは電話で都市計画課都市計画係 ☎042-497-2093へ



申込みフォーム

【募集住宅(全7戸)】

住宅名	間取り	戸数
中里第1住宅	2人以上世帯向け(2DK)	1戸
中里第1住宅	2人以上世帯向け(3DK)	1戸
中里第3住宅	2人以上世帯向け(3DK)	2戸
野塩柳原住宅	1人以上世帯向け(1DK)	2戸
野塩柳原住宅	2人以上世帯向け(3LDK)	1戸

### 都営住宅入居者を募集します

【対象となる募集】世帯向け(一般募集住宅)、若年夫婦・子育て世帯向け(定期使用住宅)、居室内で病死などがあつた住宅

【募集案内の配布期間】5月7日(火)～15日(水)

【申込み締切日】5月21日(必着)までに郵送で渋谷郵便局へ、またはJKK東京ホームページ内から5月21日までに申込み

【募集案内の配布場所・時間】市役所本庁舎1階総合案内、都市計画課、福祉総務課、生活福祉課、子育て支援課=平日午前8

時30分～午後5時(土・日曜日と平日午後5時～8時は市役所本庁舎夜間受付で配布)。各地域市民センター、生涯学習センター、子ども家庭支援センター=各センター開館日の開館時間内

☎JKK東京(東京都住宅供給公社) ☎0570-010-810(申込み期間内)、☎03-3498-8894(申込み期間外)



JKK東京ホームページ

### 清瀬小学校と清瀬第八小学校の統合時期を延期します

清瀬市公共施設再編計画(地域レベル編)にて、清瀬小学校と清瀬第八小学校の統合時期を令和11年度としていましたが、統合時期を延期します。統合時期については、今後の児童数の推移等を鑑みて検討していきます。ご理解の程よろしくお願ひします。

☎未来創造課イノベーション推進係 ☎042-497-1802

### 2024 きよせの環境・川まつり

#### 「いかにコンテスト」参加チーム募集!

【開催日時】7月27日(土)午後0時40分～(午前10時20分までにいかにの搬入が必要) 台田運動公園・柳瀬川河川区域(下宿一丁目)

【募集チーム数】10チーム程度(先着順) ☎「きよせの環境・川まつりいかにコンテスト参加

要領」を確認し、6月7日(消印有効)までに申込みフォーム、直接窓口、郵送、メールできよせの環境・川まつり実行委員会事務局 ☎042-497-2099 ☎kkfestival@ikiyose.jpへ



詳しくはこちら